

第7回 産業経済委員会記録

1 日 時 令和4年12月15日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 阿 部 幸 夫

副 委 員 長 横 尾 祐 子

委 員 丸 山 政 男

委 員 堀 川 義 徳

” 植 木 茂

4 欠席委員 0名

5 欠 員 1名

6 職務出席者 1名

議 長 佐 藤 栄 一

7 説明員 6名

副 市 長 西 澤 澄 男

建 設 課 長 丸 山 敏 行

環 境 生 活 課 長 岩 澤 正 明

農 林 課 長 東 條 義 博

観 光 商 工 課 長 鴨 井 敏 英

上 下 水 道 局 長 松 木 博 文

8 事務局員 2名

局 長 阿 部 光 洋

庶 務 係 長 霜 鳥 一 貴

9 件 名

議案第82号 妙高市霊園条例の一部を改正する条例議定について

議案第83号 妙高市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

議案第88号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第11号)

議案第95号 令和4年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第96号 令和4年度新潟県妙高市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第97号 令和4年度新潟県妙高市簡易水道事業会計補正予算(第3号)

陳情第12号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出
について

10 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

○委員長(阿部幸夫) ただいまから産業経済委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第82号及び議案第83号の条例関係2件、議案第88号の所管事項及び議案第95号から議案第97号の補正予算4件の合計6件です。

議案第82号 妙高市霊園条例の一部を改正する条例議定について

○委員長(阿部幸夫) 最初に、議案第82号 妙高市霊園条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第82号 妙高市霊園条例の一部を改正する条例議定につきまして、まず提案説明をする前に一言委員さんにおわびしたいと思います。先般配付いたしました議案と議案参考新旧対照表において使用料の一部に誤りがありました。正誤表につきまして配付させていただいたところではありますが、委員さんに御迷惑かけましたことをおわびいたします。

それでは、提案理由のほうを説明させていただきます。本案は、陣場霊園内に新設した合葬墓と納骨堂を令和5年4月1日から運用するに当たり、使用者の資格や使用料、使用期間などを規定するため、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容を申し上げます。議案第82号参考の新旧対照表の改正案の部分を御覧ください。まず、使用者の資格についてです。第6条を御覧ください。合葬墓と納骨堂を使用することのできる者は、これまでの墓地、個別集合墓と同様、原則として妙高市に住所を有する者とし、市長が特別の理由があると認める者は使用することができるとするものです。なお、この特別の理由があると認める者とは、妙高市に本籍を有する者や妙高市内にある墳墓を改葬する者、妙高市に先祖を持つ者として施行規則において規定しておるところです。

また、第2項では、個別集合墓、合葬墓または納骨堂を使用することのできる者は、墓地の使用許可を受けていない者とするものです。

加えて、第3項では、納骨堂を使用することのできる者は焼骨を有する者とし、生前予約はできないこととするものです。

次に、使用料についてです。新旧対照表最終ページの別表第1を御覧ください。合葬墓1体は5万円、合葬墓、改葬1基は10万円、納骨堂1区画は10万円とするものです。

次に、使用料の還付についてです。少し戻っていただきまして、第8条を御覧ください。第2号において、合葬墓または納骨堂の使用者が6か月以内に合葬墓に埋蔵しないで使用を中止したとき、または納骨堂に収蔵しないで返還したときは、既に納めていただいた使用料の半額を還付することとするものです。

次に、新たに設けた墓誌板掲示場の使用についてです。第9条を御覧ください。納骨堂の使用者は、墓誌板掲示場を使用することができるものとするものです。

次に、使用期間についてです。第10条を御覧ください。納骨堂の使用期間は使用許可の日から10年とし、その使用は焼骨の埋蔵をもって終わることとするものです。また、納骨堂の使用者が使用することのできる墓誌板掲示場の使用期間は、その納骨堂の使用期間とするものです。

次に、合葬墓への埋蔵についてです。第11条を御覧ください。合葬墓への焼骨の埋蔵は市が行うこととし、施行規則において、合葬墓には霊園の管理に従事する者以外立ち入ることができないことを規定することとしております。

次に、焼骨の返還についてです。少し飛びまして、第20条を御覧ください。合葬墓に埋蔵された焼骨は、原則として返還しないこととするものです。

最後に、改正後の条例の施行期日についてですが、議案の附則にあるとおり、令和5年4月1日から施行するものです。

以上、議案第82号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第82号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 細かい説明ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、納骨にですね、10万円が入

れたとして、使用期間10年ということなのですが、10年を過ぎた後ですね、どのような形になるんですか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 納骨堂10年ですね、というのは合葬墓に移すことを前提として納骨堂というのができて
いるものでありまして、10年経過しましたら、1階にあります、地下部分にあります合葬墓のほうに移設するとい
うか、移動するものであります。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） お墓の管理ができないということで家族も困っている中で、非常にいい制度だと思うんです
が、使用料に関してですね、近隣のこの辺の使用料と比較できるようなのがあればですね、標準的なものなのか、
妙高市の場合はすごく市民に優しいような、そういった価格になっているのか、その辺使用料の価格の相場につい
て、もし資料があったらお聞かせください。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 使用料の設定になるわけなんですけれども、逆にですね、近隣であるとか、納骨堂、合
葬墓を使用している自治体を調べまして、墓地、墓地というのは墓地区画、土地を貸している墓地に対して合葬墓
の使用料がどれぐらいの割合であるであるとか、納骨堂の使用料がその墓地に比べてどのぐらいの割合であるか
というものを調べまして、それから逆にですね、使用料のほうを設定させていただいたものです。具体的に言います
と、合葬墓につきましては大体墓地使用料の15%程度、納骨堂の使用料につきましては墓地の35%程度というよ
うなところで、近隣であるとか、設置しているところの使用料を勘案して設定したものであります。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 1点なんですけれども、この中にですね、本市に住所を有する者ということですね、載って
おるんですが、本市以外ですと市長の許可が要するという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 特別の理由のある者ということで、先ほど申し上げましたが、妙高市に本籍を有する者、
妙高市内にある墳墓、墓がありまして、それを改葬して陣場霊園のところに移設したい者、妙高市に先祖を持つ者
ということで、施行規則において市長の認める者というのは詳細に定めてあるといったところであります。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 市外の方でという方は、今現在おられないんですか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 現在設定してあります墓地ですね、と個別集合墓があるわけなんですけれども、市外の方も
いらっしゃいますし、市内に住んでいたけれどもですね、お子さんたちがですね、市外に転出しておって、陣場霊
園の墓地区画等を使用しているといった例もあります。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） この中でですね、合葬墓、納骨堂については、これ6か月以内に埋蔵しない場合はですね、
返還ということでしなければいけないということなのですが、今現在そのような形で返還をされた方というの
はおられるんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 使用料の還付についてですが、現行でですね、墓地について、現行では3年以内に墓地
をですね、建設しないで、また集合墓については埋蔵しないでということで、返還された場合には使用料のほうを
還付しておりますし、現実そのような事例も生じております。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 何件ぐらいあったんですかね。返還した人も今いるということなんですが、何件くらいそれはあったんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 近年ではそんなに、2つ種類あるかと思うんですけど、改葬等をされて返還される場合についてはもう3年以上たっておりますので、使用料は返還しておりません。その事例が今は多いです。墓地の使用許可を受けてから3年以内に返還した場合の使用料というのは、近頃ですね、墓地の貸出しを、使用許可をしていない関係上、近年ではほとんどありません。

○委員長（阿部幸夫） 丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） ここに杉野沢霊園というのあるんですが、こっちの墓地として30万円に対して杉野沢10万8000円ですか、これは一応市で整備して、こういう価格で出して、あとは自分で墓を造るという、そういうシステムなんでしょうかね。その辺ちょっと説明願います。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 杉野沢霊園につきましては、墓地だけの設定であります。墓地につきましては区画貸しということで、お墓を建てるものにつきましては個人の方がですね、建立するというようなことになります。

○委員長（阿部幸夫） 丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） これはあくまでも造るんですから、これは市有地なんですね。民間から買い上げるということじゃない。その辺どんなものでしょう。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 杉野沢霊園につきましては、市有地となっております。陣場霊園につきましては、一部私有地といったところもありますけれども、購入する、借りるといったことで霊園のほうをですね、設置しているというような状況であります。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第82号 妙高市霊園条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号 妙高市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第83号 妙高市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） ただいま議題となりました議案第83号について御説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正による令和5年度からの職員の定年年齢の引上げに関連して、短時間勤務の職員について、再任用短時間勤務職員がなくなり、定年前再任用短時間勤務職員が導入されることから、条文中の文言を変更したいものであります。

なお、企業職員の給与等につきましては、妙高市一般職員の給与に関する条例等を準用することと規定しており、このたびの条例改正は企業職員独自の制度変更を行うものではございません。

以上、御説明しましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第83号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 名前、呼び名が変わったというだけだと思うんですが、実際に、ここで聞くのがいいのか、呼び名を変えた理由というのは何かあるんですか。

○委員長（阿部幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） お答えいたします。

今回の改正につきましては、地方公務員法の改正に伴うものということでございますが、そもそも再任用短時間勤務職員というものはですね、公務員法のほうで規定されておまして、これは定年がですね、今現在60歳ですけども、退職後に再任用になった場合に短時間勤務の職員というのですね、特別に定められていたということです。ただ、65歳定年制によってですね、いわゆる再任用制度というのがなくなるということで、この再任用短時間勤務職員というのもなくなるということです。それとあと、65歳まで定年が延びますけれども、ただ多様な働き方のニーズに対応するために、60歳に達した日以降65歳定年までの間、一旦退職して、短時間勤務の再任用として働く定年前再任用短時間勤務職員の制度というのが設けられたということで、今回の文言の変更をさせてもらったということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そうなると、65歳以上の働く、そういった呼び方というのは存在しないと。65までは今までの再任用という形だったのを、65歳が定年になったので、定年前としたことだということで、65歳以降のそういった再任用的な働き方というのはなくなるということですね。

○委員長（阿部幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） そのとおりでございます。65歳で終わりということになります。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第83号 妙高市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第88号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第11号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（丸山敏行） ただいま議題となりました議案第88号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第11号）のうち建設課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。補正予算書の15ページをお開きください。上段、8款2項1目道路橋梁総務費の道路橋梁総務費、3目除雪対策費の克雪施設管理事業、4項1目住宅管理費の住宅管理事業の光熱水費及び委託料は、原油価格高騰の影響により、市内の街灯、消雪施設、市営住宅共用部の電気料にそれぞれ不足額が見込まれることから、所要額を補正したいものであります。

続きまして、補正予算書の4ページと補正予算の概要の4ページを御覧ください。第2表、道路管理工事費は、年間を通じた切れ目のない工事発注と施工時期の平準化を目的に、新年度の予算措置で行う工事の一部について、今年度中に入札及び契約を締結したいことから、債務負担行為を設定し、市道平田線ほか3路線の舗装修繕工事と幹線道路や通学路の区画線修繕工事を行いたいものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 続きまして、環境生活課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。補正予算書の11ページをお開きください。一番下の2款1項21目諸費の生活交通確保対策事業は、原油価格高騰等の影響を受け、経営状況が厳しい中、市民の移動手段として運行維持に努めていただいている市内のバス事業者とタクシー事業者に対し、新型コロナウイルス感染症予防の注意喚起とゼロカーボンの推進を図る広告の掲載を委託するとともに、燃料価格上昇相当分の一部を助成することにより事業継続を支援するものです。

続きまして、13ページをお開きください。上から2番目の4款1項3目環境衛生費の経塚斎場維持管理事業、その下の4款2項2目塵芥処理費の焼却施設管理運営事業、3目の再資源センター費のあらい再資源センター管理運営事業、4目し尿処理費のし尿浄化槽汚泥受入施設維持管理事業は、いずれも原油価格高騰等の影響により電気料金やガス料金に不足が見込まれることから、光熱水費を補正するものです。

次に、歳入について申し上げます。9ページをお開きください。一番上の16款2項1目6節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち410万5000円を先ほど申し上げました生活交通確保対策事業に充当するものです。

以上で環境生活課所管分の説明を終わります。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（東條義博） 続きまして、農林課所管事項について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。補正予算書12、13ページをお開きください。下段の6款1項3目農業振興費のうち上段、農業機械・施設整備事業につきましては、農産物の生産コストが増加している農業経営体の経営の安定化を図るため、燃油使用量または肥料費を低減するために必要な機械等の導入費を支援するもので、市内法人より申請のありました低燃費仕様のトラクター及びアタッチメント1台分の購入費に係る補助金を補正するものであります。

その下の農業振興費につきましては、高騰する化学肥料の使用量の軽減を図り、環境保全型農業への取組に向けた有機肥料等の購入費を支援するもので、拡大見込み面積2197アール分について、10アール当たり6000円の補助金

を補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、8、9ページをお開きください。中段の17款2項4目1節農業費補助金の上から2つ目、県単農林水産業総合振興事業費補助金は、歳出で御説明しました燃油使用量または肥料費を低減するために必要な機械等の導入費に係る県補助金であります。

その下の4つ目、環境保全型農業拡大緊急支援事業費補助金は、歳出で御説明しました環境保全型農業への取組に向けた有機肥料等の購入費に係る県補助金であります。

以上で農林課所管事項について御説明を終わります。

続きまして、農業委員会事務局所管事項について御説明申し上げます。初めに、歳出について御説明申し上げます。補正予算書12、13ページをお開きください。中段の6款1項1目農業委員会費の農業委員会事業につきましては、農業委員等の効率的かつ迅速な活動を推進するために、タブレット端末10台の購入費と通信運搬費を補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、8、9ページをお開きください。中段の17款2項4目1節農業費補助金の1つ目、農地利用最適化交付金及びその下の3つ目、農業委員会情報収集等業務効率化支援事業費補助金は、歳出で御説明しましたタブレット端末10台の購入費と通信運搬費に係る県補助金であります。

以上で農業委員会事務局所管事項について御説明を終わります。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（鴨井敏英） 続きまして、観光商工課所管分について御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。補正予算書14、15ページをお開きください。あわせまして、議案第88号参考、補正予算の概要の3ページ、(2)、その他、3番目の光熱費関係を御覧ください。補正予算書14、15ページ上段の7款2項3目、道の駅あらい推進事業は、原油価格高騰等の影響により道の駅あらい内の設備、施設の電気料金に不足が見込まれることから、所要額を補正したいものであります。具体的には、道の駅あらい内に設置のEV充電器、電気自動車等の急速充電設備でございますが、この電気料及びくびき野情報館の指定管理委託に係る電気料金の不足が見込まれるものを増額補正したいものでございます。

以上、議案第88号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第88号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） それでは、提案説明のあった順にいきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

まず、建設課関係で、どこの所管にもまたがるということで、今回エネルギー価格の高騰ということで、電気代の補正を皆さん施設でやられているということで、政府のほうも節電要請ということで、来年の3月までなるべく可能な限り節電をしてくださいというような要請が来ているんですが、建設課所管の先ほど街灯関係ですね、これから雪が多くなってくると、歩道も、除雪はしますが、歩く人が少なくなるということで、路線によってはですね、夏場と同じように、幾らLEDに替えたとはいえ、かなりこんなに明るい道路が必要なのかなという道路もあると思うんですが、その辺何かですね、少しでも節電するような、実は議場も今2列というか、片側2列で4列ぐらい間引いているんですよね、電気ね。私も上見て気づいたんですけど、そういった、少しではあります、市民に節電を呼びかける上でも、市でもですね、積極的にそういう可能な限り節電をしているんだというようなやっぱメッセージの発信というのは大事なかなと思うんですが、街灯あたりですね、何か節電できるような、恐らく県道とかです、国道の橋梁あたりも間引いているんですよね。ですので、その辺で市のほうもそういう考えがあるのか、そ

の辺少しお伺いしたいと思っています。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

市道の街灯につきましては、今のLED街灯につきましては、やっぱり身近なものでありますから、なかなか節電とか消灯は難しいんですけども、ただ平成23年の東日本大震災、あのときから電気量、電気料金じゃなくて電気量ですね、節電ということで、市内の例えばデザイン照明、あと交差点の照明、あと橋梁の照明等ですけども、約3割消灯させていまして、削減に今努めております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 実際にそういうことをしているということであればですね、何かの機会に市民にですね、実は本当は100%つけなくて、今こういう形で少し節電を市自体もそういった街灯等をですね、しているんです、ぜひまた皆さんも協力をという形で、行政のほうも積極的にそういう節電対策をしているというようなことをPRしていったほうが市民にとっても非常に理解をしやすいのかなというふうに思いますんで、その辺また引き続きお願いしたいと思います。

あと次に、環境生活課に行きますが、生活交通確保対策事業の中で、今タクシー、バス事業者にそういったゼロカーボン推進の広告を車両に、ラッピングということになるんですかね、どの程度のラッピングといたしますか、広告を掲載する予定でしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 広告につきましては、ラッピングというか、マグネットシートを作成いたします。大きさにつきましては、縦30、横50のサイズになります。それを車の両側に貼っていただくことを想定しておりまして、新型コロナウイルス感染症予防の注意喚起と、市が進めているゼロカーボンのPRといったものを掲示していただくことを考えております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 30掛ける50ということで、そんなに大きくはないと思うんですが、マグネットのできる程度の大きさだと思われるんですが、ちなみに今何台ぐらい、タクシー何台、バス何台みたいな形で決まっているのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 燃料費の補助の台数と同じなんですが、市内バス、タクシー車両70台について広告をしていただくといったことを考えております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 70台ということで、ここにある上限20台というのは、1事業者上限が20台と10台というような形ですよ。70台ということで、あと燃料の補助もするということなんですが、確かに、恐らくバスですとディーゼルなんで、軽油になると思うんですが、やっぱりゼロカーボンを推進していますという今ラッピングをして、ディーゼルの黒い煙吐いているバスにそれ貼っていてもどうなのかなというふうに思うんですよ。ですので、どちらかという、こういったゼロカーボンを推進するような宣伝といいますか、そういうふうなことをしてもらいには、そういったクリーンな、いわゆるディーゼルであればなるべくヨーロッパ辺りのですね、二酸化炭素といいますか、排気ガスをあまり出さないような、そういった車種に替えるような補助をして、いわゆるゼロカーボンに努めている市ですというようなほうにしないと、ただ単に今の昔ながらのですね、黒い煙ぶうっと吐くような、あのバスに、ゼロカーボンのまちですと言ってもですね、市民の方はあまり納得しないのかなというふうに思います

ので、単なる燃料の補助というよりも、そういった環境に優しい車に買い換えるほうの補助を推進していったほうが私は、今回は緊急対策ということなんですが、そういったことも大事だと思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 今回の補正につきましては、2つあるかと思うんですが、燃料価格高騰について、交通事業者の支援といったところもあります。今ほど委員さんから話があったとおりですね、クリーンなものにする、EV車に替えるといったことはですね、逆に燃料費高騰対策にもなるものでありますし、そのようなことにつきましては、今回本当に期間が短い中での国の補助ですので、そういう買換えですね、特にタクシーとかいったものは買い換えやすいものでありますので、その辺については検討をしているといったところであります。

あと、交通事業につきましては、乗り合いということで、個別にですね、各家庭で車乗っていただくよりもといったところの観点もあるかと思っておりますので、その辺引き続きPRしていきたいというふうに思います。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） タクシーであればEVという可能性はあるかもしれませんが、なかなかバスというとEVのバスってあまり、ないことはないんでしょうけど、かなり高額ということになりますし、当市の場合雪の問題もあるということで、なかなか導入は大変かと思うんですが、でもそういったことで、今の話、燃料もそうですし、環境にも負荷をかけないというようなことに妙高市は積極的に取り組んでいるんだという形で、そういった車に宣伝をするんだというような、そういう方向性は大事なのかなと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

あと、農林課関係で、農業委員会ですね、今回10台タブレットを、これ歳入のほうで100%補助の10台なんですが、農業委員会全員の皆さんには当たらないですよ、人数的に。誰にどう配るかという、その辺どういう判断基準なんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（東條義博） お答えいたします。

今回の導入の関係なんですけども、国のほうで農地利用最適化推進委員の半数の購入を基準としてあります。そんな中で、妙高市につきましては全部で推進委員さんですが、18名おまして、その半分ですので、9台なんですけども、そのほかに私ら1台購入させてもらいました。その配分につきましては、基本的に今農業委員さん、推進委員さん、うちでは全部で35名おますけども、全体で妙高市を網羅するのに7ブロックで分けて今活動しております。基本的には各ブロックに1台ずつ配付させてもらいまして、あと新井南部と妙高につきましてはちょっと範囲も大きくありまして、あと委員さんも若干多いものですから、そこには余計に1台ずつ配分しまして、あと事務局で、現場から操作分からなかったら困るということで、事務局に1台ということで、そんな関係で10台ということのを要望しております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） あと、具体的な今文言を見ると、迅速な活動を推進するというので、農業委員会さんのメンバー見てもですね、さくさくアイパッドを動かせるような人たちではないのかなという感覚なんですけど、具体的にどういった使い方か今の農業委員会さんと、あと推進委員さんですよ、ブロックごとに分けた。単なる情報伝達だけだったら、十分携帯のメールとかでもいいのかなと思うんですが、どうやって今のですね、タブレットを使いこなして迅速な業務に役立てるのかというような具体的な使い方ですよ。その辺あればお伺いしたいと思います。

○委員長（阿部幸夫） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（東條義博） お答えします。

今回導入に至った経緯なんですけど、今人・農地プランが法制化されまして、地域計画というものを作成しております。そんな中で、農業委員会が将来の10年後の目標地図ですかね、その関係で作成に当たりまして、土地所有者等の意向調査、今後の貸し借りの問題とか意向等を聞きまして、10年後の集積、集約の図面を作るという関係で、そういうタブレットの導入に至った経緯があります。そのほかには、日頃の農地パトロールで現況調査行ったときの状況とか、カメラもありますので、そんな形で撮影というような形で使っていきますし、あと使えるかという問題もあるんですけど、平均年齢大体委員さん64歳程度なんですけど、導入に当たりましては、機械が来ましたら県の農業会議から来て指導、研修会ですかね、そういうのを出しまして、あとそのほかにも市の職員も一緒に受けますので、そういう形で触りながら覚えていきたいと考えております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 我々もそうですけど、せつかく与えられてもね、使いこなせないと本当に宝の持ち腐れになってしまうので、10年後のそういったビジョンもあるということなので、積極的に使えるようにですね、指導なりしていただきたいと思いますと思いますが、あと観光商工課のほうで、先ほど道の駅のEV充電器の電気代が上がったんで、今回補正するということなんですけど、これ基本的には利用者さんの負担増という形にはならないんですかね。私も電気自動車の充電の仕組みって、あれたしかカードみたいなのがあって、それを入れると、それ一月一律なのか、その辺もちょっと料金設定もあると思うんですが、基本的には電気をたくさん充電した人が負担すればいいのかなというような感覚はあるんですが、その辺の制度的なものはどうなんですか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（鴨井敏英） お答えします。

急速充電器につきましては、委員さんおっしゃるとおり、カードで使用時間に対してお支払いをいただくということになっております。市のほうはですね、設置当初は、事業者のほうから設置をしていただきましたので、設置費用は出しておりませんが、電気料金の一部負担をするという形になってございまして、1年間の充電器に係る電気料は一度市のほうで立替えをさせていただくという形になっております。カードでお支払いいただいて使っていた電気料、そこから年間の電気従量料金相当額、いわゆる基本的なベースになる金額なんですけども、そこを引いた部分の半分について事業者から市のほうに戻ってくるというような形になってございまして、設置のときは費用負担していないものですから、維持経費に係る部分について電気料の一部を負担するというような契約になってございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） もともと多少市のほうで負担するような設定になっているんですかね、今の話聞くとね。今回電気料金が恐らく直接電気代を払う差が出てきて、今回余計に払うというような形なんですけど、今後もさっき言った従量何とかというですね、もともとベースとなる電気代の金額が半分がというようなところが増えれば市の持ち出しも少なくなるんですが、今後当然電気料の上昇に合わせてそれも増えるということになると、市の負担が減っていくと思うんですが、そういった動きなんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（鴨井敏英） お答えします。

現行の協定書ではですね、金額に応じた異動というのはないというふうになっておりますが、現在設置しているものが平成27年に設置をしたものということで、私先ほど急速充電と申しましたが、現在整備されている急速充電器に比べますと非常に劣る性能ということで、故障もしているものですから、ある意味そろそろ更新の時期に来て

いるのかなというふうに考えてございますので、委員さんのおっしゃっているとおり費用負担の軽減も含めた中で、そういった部分も交渉、検討のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 先ほど岩澤課長の話で、今後そういったクリーンな電気自動車を中心とした車も環境を、ゼロカーボンを推進している市ということになれば、増やしていかなきゃいけないということで、随分市内にもいわゆる電気自動車の充電器というのは民間さんを中心に増えつつあると思うんですが、なかなか、市役所にはまだないですよ。普通市役所にあたりですね、民間のショッピングセンター辺りにはですね、ついでいたりもするんですが、そう考えると今度増やしていかなきゃいけないというふうな考えもありますし、今でも、昔は本当に設置するのは全部事業者さんが設置して、行政は土地だけ、造ってくれる場所さえ用意すれば業者さんが全部造ってくれて、あと電気代は基本的に使用者さんみたいな形だと思うんですが、増やしていく中でそういった市が増やせば増やすほど市に負担がかかるような制度ではちょっとまずいと思うんですが、その辺今後の制度設計というんですか、そういうのをどのようにお考えですか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（鴨井敏英） お答えいたします。

SDGs、それからゼロカーボンに向けて、そういった施設設備をですね、増やしていかなければならないとは、私どものほうとしてもそのような認識でおります。今ほどおっしゃったように、やはり設備投資はかなりの投資額がかかりますし、基本的にはですね、投資をして整備するといった場合については、受益者のほうから応分の負担をしていただくというのが基本になろうかというふうに考えてございます。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） じゃ、私のほうからですね、生活交通のあれ、今堀川委員さんに課長のほうから説明あったように、マグネットのラッピングで70台というお話今されたと思うんですが、この中のバス事業者というのは何社なんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 市内に営業所を有するバス事業者ということで2社あります。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） タクシー事業者は何社でしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） タクシー業者は3社でございます。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） この補助金の関係で、運行対策費ということで290万計上されているんですが、これ1台につきバスの場合5万円が20台分ということと、またタクシーについては3万円が10台分ということなんですが、この290万という数字はですね、どこから試算して290万というやつがはじき出されているんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） まず、1台当たりの金額につきましては、燃料代、令和3年4月を基準としてですね、令和4年9月までにどれぐらい燃料代が上がったかといったところで価格の上昇率というものを求めます。どれぐらい燃料費が上がったか。それと、バス、タクシーそれぞれ事業者のほうからですね、聞き取りをしまして、令和3年中にどれぐらい燃料を使ったか金額をはじき出しまして、その上昇率を、燃料代、それと上昇率を基にですね、大体算出したもので価格を設定しました。

それと、今度は各事業者当たりの台数といったこととなりますが、事業者の持っている、稼働していますバス台数、タクシー事業者の台数を聞き取りしまして、20台、それとタクシーにつきましてはおおむね10台を上限として設定したものであります。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 先ほど私言いましたように、バス事業については2社ということなんで、1台につき5万円で20台となると100万で、2社だから、200万。タクシーについては3社ありますんで、3万円が10台で30万が3社ですから、90万ということで、290万でちょうどということで、そういうことで試算されているのかなということでよろしいでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） はい、委員のおっしゃるとおりであります。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 分かりました。

続いて、4のですね、農業機械・施設整備事業、これの1団体というのはどこでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（東條義博） お答えいたします。

矢代地区にあります法人やしろでございます。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 分かりました。

その次の農業振興費、これのですね、拡大する農業者に対し、有機質肥料の購入費用の助成ということで、何人でしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（東條義博） 11月末までの申込みですと6名で、今のところ約12ヘクタール、あとその後の予備といひますかね、そういう形で一応10ヘクタール見込んでの予算計上となっております。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 分かりました。

それとですね、ちょっとこれよく分からないんで、教えていただきたいんですが、光熱費関係なんですけど、これ環境生活課が4施設、観光商工課2施設、建設課3施設ということなんですけど、このですね、光熱費のですね、算定といいますか、どういうことでこの数字が出てきたのか教えていただきたいんですけど、全体的な、建設課はこうだ、どうのこうのとなるか知りませんが、その辺の算出方法というのはどんなことでこの数字が出たんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 電気料金で申し上げますと、電気料金には基本料金、それと使った料金に応じた従量料金、それと再エネ賦課金と燃料調整費ということで4つ合わさっておりますが、燃料調整費の上昇分を見込んで庁内で積算しております。不足分の計算の仕方なんですけれども、4月から10月までの実績プラス11月から3月までどれぐらい値上げがあるか、それを積算しました。11月から3月の推計というのは、燃料調整費の額をですね、おおむね電気代につきましては10%上昇するというふうなことで見込みを立てまして、予算額と見込額の差を今回予算計上させていただいているといったところになります。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） ほかの課も同じでよろしいのでしょうか。分かりました。

じゃ、もう一点だな。これまた建設課になるんですけど、債務負担行為なんですけど、これの限度額6700万、これの現在のですね、工事の進捗状況どのぐらいなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

予算上では2億円ですけども、進捗状況につきましては9割過ぎたぐらいでございます。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第88号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第11号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

議案第95号 令和4年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第95号 令和4年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） ただいま議題となりました議案第95号について御説明いたします。

補正予算書の2、3ページを御覧ください。収益的支出における補正につきましては、原油価格高騰等の影響により水道施設管理委託料に含まれる電気料に不足が見込まれることから、委託料の増額補正を行いたいものであります。

なお、対象となる施設は市内3か所の浄水場と配水池、ポンプ室などであります。

以上、御説明しましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第95号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 先ほどのところで聞こうと思ったんですけど、ここで聞いてもいいんですけど、先ほどから出ている電気料の値上げということで、先ほど不足分の計算の仕方は環境生活課のほうから聞いて、各所管同じ感じだと思うんですが、これ全所にまたがると思うんですが、今度来年度のですね、予算を組む場合に、当然来年度でですね、東北電力でも3割ぐらい春から値上げするというような話で今国のほうに料金改定の申請していると思うんですが、そういった場合に、今の上下水道局のそういった施設も全部含めて、所管、ここで聞いていいのかわかりませんが、その予算ですら、年間かかる電気代というのはやはり3割ぐらい上げて予算計上していくというような考え方なんですか。

○委員長（阿部幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） お答えいたします。

電気料金なんですけど、上下水道の関係につきましてはですね、ほかの施設と若干違っておりまして、主に浄水場

とか、あと汚水処理場のプラントのですね、稼働のための電力ということで、高圧電力が主になっております。それで、高圧の電力につきましては、既にですね、料金については基本料金とかですね、あと従量料金、これについては料金の改定が既にされております。ですので、来年から3割ぐらい上がるというような形じゃなくて、今既にずっと上昇を続けているという、そういう料金になっております。ですので、来年度の予算の推計につきましては、既に今ですね、上昇率といいますか、それをですね、延長させてですね、この上昇率でどんどん上がっていきますよというような推計をして、来年度予算に計上していきたいというふうに思っております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 先ほどの街灯とか、そういう普通の明かりを取るための電力と違って、動かす部分の電力ということになるとなかなか節電というわけにはいかないと思うんですね。どうしても最低限、まさかモーターの回転数を落としたり当然できないと思うんで、そうなるとなかなか節電ということは厳しいと思うんですが、そのほかに施設の中でですね、そういったある意味節電ができるような可能性のある場所というのは出てくるんですか。

○委員長（阿部幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） 今のお話のとおりですね、上下水道関係につきましては使用量とかですね、処理量に応じて機械が動いております。ですので、それに応じて電気を使うという形になりますので、なかなか節電というのがですね、難しい部分であります。ただ、先ほどお話ししましたが、主に電気はプラントの部分で使われておりますので、プラントの運転の中でですね、いろいろ工夫ができないかということで、今年度から包括委託ということでですね、民間の事業者さんのほうに包括的に委託しているという部分もありますので、プラントの運転についてはいろいろ調査、検討していただいてですね、電気量を減らす工夫ができないかということで、これについては常にですね、その辺の検討をしております。具体的にはですね、プラントの中で換気というのが結構あります。空気をですね、入れ替える換気、これは上水でも下水のほうでも結構あるんですが、こういったものの運転をですね、少し効率的にやれないかという工夫をする中で、電気量については減らしたという実績が今年度既にございます。ただ、どうしても量的にはですね、びっくりするような量ではないもんですから、やはり料金、電気料の値上げがですね、絶対的に大きいもんですから、なかなか料金を下げる方向にまではいきませんが、そういった工夫は常にしているということでございます。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第95号 令和4年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号 令和4年度新潟県妙高市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第96号 令和4年度新潟県妙高市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） ただいま議題となりました議案第96号について御説明いたします。

補正予算書の2、3ページを御覧ください。収益的支出における補正につきましては、原油価格高騰等の影響により下水道施設管理委託料に含まれる電気料に不足が見込まれることから、委託料の増額補正を行いたいものであります。

なお、対象となる施設は市内5か所の下水処理場とマンホールポンプなどであります。

以上、御説明しましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第96号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第96号 令和4年度新潟県妙高市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号 令和4年度新潟県妙高市簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第97号 令和4年度新潟県妙高市簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長（松木博文） ただいま議題となりました議案第97号について御説明いたします。

補正予算書の2、3ページを御覧ください。収益的支出における補正につきましては、原油価格高騰等の影響により簡易水道施設管理委託料に含まれる電気料に不足が見込まれることから、委託料の増額補正を行いたいものであります。

なお、対象となる施設は市内6か所の簡易水道浄水場と配水池、ポンプ室などであります。

以上、御説明しましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第97号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第97号 令和4年度新潟県妙高市簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

陳情第12号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の
提出について

○委員長（阿部幸夫） 引き続き全員協議会において当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

付託されました陳情第12号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についてを議題とします。

事前に陳情書等が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私はですね、2点の点から反対したいと思います。

まず、1点目は家族農業を守りということ、一見家族農業とは何ぞやという形になるんですが、私もちょっと調べたら、日本だけではなくて、世界で非常に人口が、日本は別ですが、世界で人口が増えて、飢餓の問題、食糧難の問題が出てきて、世界中でですね、農産物を作っている9割がいわゆる家族を中心とした農家さんの生産物だということ、それを守っていきましようというような国連の考え方だというふうなことを鑑みるとですね、日本はそれに対して非常に法人化とかですね、大規模農家ということで生産コストを下げ競争力を上げようということで、この家族農業ということ自体がですね、今の日本の政策と相反するものがあるということで、日本はどちらかという生産コストを下げ自給率を上げましようという考えでありますので、まずその点が1点。

あと、ここに5つ具体的な案が、政策出ていますが、どれもですね、個別に既にですね、国や各自治体で行われているものが多いということもありますので、以上2点を理由として反対したいと思います。

以上です。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） この陳情につきましては、陳情趣旨を読みますとですね、非常にいいことを書いてあるんですが、この中ですね、5項目のうちですね、ちょっと私も違和感ありましてですね、食料安全保障上の観点から見てもですね、穀物の備蓄制度やですね、水田農業施設の見直しなどが必要であるということからですね、効果的対策がやっぱり私必要ではないかなと思っています。農業所得者補償制度、これ私から言わせると垂れ流しのなですね、農業政策ではですね、やはりこれからは大変になるんだということがありますんで、それを復活させようというこの陳情につきましては私は反対であります。

○委員長（阿部幸夫） 丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） 私、賛成の立場からお話します。

今世界的にロシアの侵攻によって食料危機が大きくなっております。これはどこの国でもそうなんですが、食料の危機、日本でも自給率が35%とされているんです。これが戦争などによって、いざ何とかなると、これ自給はできない。結局戦争によって食料が不足するという、そういう危機にも入るわけなんです。また、今の時代を見ると、燃料あるいは肥やしですか、そういう面での不足、これも外国に頼らざるを得ないような状態になっているんですね。そういう点を見ますと、大変農業的な危機という形があります。ですから、その点また外国から輸入する場合でも農薬とかそういうものの点検も必要でしょうし、大変な食料危機の時代を迎えている中で、やはり日本

は日本で考えなければいけない。35%の自給率でいいのかと、これを大幅に自給を増やしていくという、そういう観点で見た場合、やっぱりこれは必要な陳情だと思います。よって、私はこれは賛成いたします。

○委員長（阿部幸夫） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 私も、これまで国は時代に応じて政策を打ってきています。それによって農業が守られてきたので、国の農業政策を今特別に転換する必要はないと考えておりますので、反対です。

○委員長（阿部幸夫） これより起立により採決します。

陳情第12号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出については、採択することに賛成委員の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○委員長（阿部幸夫） 着席願います。

賛成委員少数であります。

よって、陳情第12号は採択しないこととしました。

○委員長（阿部幸夫） 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（阿部幸夫） 次に、閉会中の継続審査（調査）のうち所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定いたしました。

○委員長（阿部幸夫） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これをもちまして産業経済委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午前11時05分